

締結しました！！

【犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定】

足利市では、令和5年1月1日に足利市犯罪被害者等支援条例を施行しました。

今後、本市では、関係機関・団体と連携協力した被害者支援を推進していくため、令和5年1月24日、足利警察署、公益社団法人被害者支援センターとちぎと協定を締結いたしました。



公益社団法人被害者支援センターとちぎ
水沼富美男 理事長

足利市
早川尚秀 市長

足利警察署
柿沼好裕 署長



協定の内容



犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の支援における相互の連携及び協力に関し、協定を締結しました。

この協定は、市及び足利警察署並びに公益社団法人被害者支援センターとちぎが、犯罪被害者等の心情に配慮し、連携及び協力して犯罪被害者等の支援を行うことにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、誰もが安全で安心してく暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

市及び足利警察署並びに公益社団法人被害者支援センターとちぎは、犯罪被害者等からの相談に応じ、連携して支援を推進する必要があると認めるときは、再被害、二次的被害を生じさせることがないように配慮するとともに、相互に連携及び協力のうえ、適切な支援を行っていきます。

足利市及び足利警察署並びに公益社団法人被害者支援センターとちぎは、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう相互に連携し、協力していきます。

総合窓口 足利市役所生活環境部市民生活課

電話 0284-20-2111

メール seikatsu@city.ashikaga.lg.jp